



2015年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 室町 正志  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

#### 当社株式の特設注意市場銘柄指定及び上場契約違約金徴求についてのお知らせ

従前にお知らせいたしましたとおり、当社は、7月20日付で第三者委員会から受領した調査報告書において、過年度の有価証券報告書等に不適切会計があったことを指摘されました。

当社は、かかる第三者委員会の調査報告書を精査のうえ、過年度決算の修正作業及び2014年度の決算作業を行い、9月7日付で2014年度(第176期)決算短信を公表し、過年度決算修正の対象期間の決算短信の一部訂正についても順次公表いたしました。

当該有価証券報告書等への虚偽記載の事実を受けて、当社は、東京証券取引所から、本日9月14日付で、有価証券上場規程第501条第1項第2号(a)に基づき、当社が内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、9月15日をもって当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領いたしました。また、本件虚偽記載により、同取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、有価証券上場規程第509条第1項第1号に基づき、上場契約違約金9,120万円を当社に対し徴求する旨の通知も受領いたしました。一方、名古屋証券取引所からも、同様の理由から、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項第2号aに基づき当社株式を特設注意市場銘柄に指定するとともに、同規則第54条第1項第1号に基づき当社に対し上場契約違約金1,740万円を徴求する旨通知をいただきました。

かかる特設注意市場銘柄指定の期間は、原則2015年9月15日から1年間であり、1年後に当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を提出する必要があります。この内容に基づき、各証券取引所は審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定は解

除されることとなります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則上場廃止となります。ただし、今後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定が継続され、6か月間改善期間が延長されます。

なお、特設注意市場銘柄指定中であっても、内部管理体制等の改善の見込みがなくなると認められる場合は、上場廃止となります。

当社は、かかる上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄指定という処分を真摯に受け止め、特設注意市場銘柄指定を解除いただけるよう、9月7日付で公表いたしました再発防止策を迅速に具体化し推進するなど、内部管理体制等の改善と強化に向け、全社一丸となって、最大限の努力をしてまいり所存です。

当社は、今回のように、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様の信頼を裏切り、市場を混乱に陥れる事態を招いたことにつき、深く反省するとともに重ねて深くお詫び申し上げます。新経営体制の下、信頼回復に向けて、全力を尽くしてまいり所存でございますので、何卒ご容赦いただき、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

以 上